

## 役員報酬等の支給基準について

## 1 根拠条文（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）抜粋）

## （役員報酬等）

第 48 条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第 56 条第 1 項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第 26 条第 2 項第 3 号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

## （準用）

第 56 条 第 48 条及び第 49 条の規定は、一般地方独立行政法人の役員報酬等について準用する。この場合において、第 48 条第 3 項中「実績及び認可中期計画の第 26 条第 3 号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

2 第 50 条第 1 項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。

## （評価委員会の意見の申出）

第 49 条 設立団体の長は、前条第 2 項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

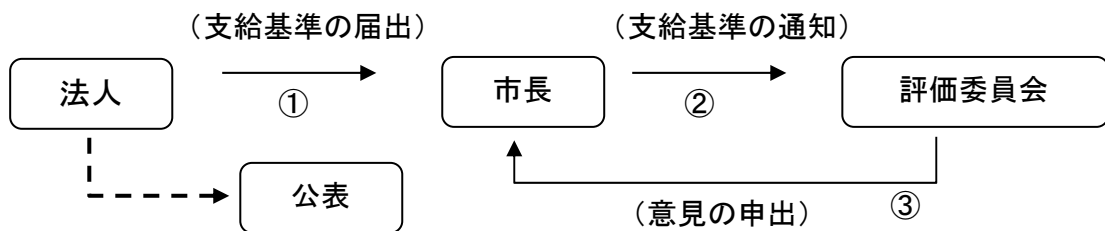
2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

## 2 役員の報酬等の支給基準と決定手続き

(1) 役員の報酬等については、以下について考慮される必要がある。(法第48条第1項、3項)

- ア 役員の業績
- イ 国及び地方公共団体の職員の給与
- ウ 他の地方独立行政法人の役員の報酬等
- エ 民間事業の役員の報酬等
- オ 地方独立行政法人の業務の実績
- カ その他の事情

(2) 決定の手続き (法第48条第2項及び第49条)



## 3 市立吹田市民病院の役員報酬等 (案)

役職	給料月額 注)1	地域手当	賞与	退職手当
理事長	円 810,000	給料月額の 12%	(給料+地域手当)×1.20(役職加算) ×3.9月分 (業績評価等に応じて20%の範囲内で増減)	無し
副理事長	729,000			
理事・監事 (非常勤役員)	役員手当(日額) 30,000	無し	無し	

注)1 当分の間、理事長、副理事長の給料月額については、8%減額

## 4 吹田市の特別職の報酬基準

役職	給料月額 注)1	地域手当	期末手当	退職手当
市長	円 1,050,000 (735,000)	給料月額 の12%	(給料+地域手当)×1.20(役職加算) ×3.9月分	有り 注)2
副市長	920,000 (846,400)			
病院事業管理者	810,000 (745,200)			

注)1 ( )内は減額後の給料月額

注)2 平成27年5月13日まで全部又は一部の期間において、その任期に係る退職手当は支給しない

## 5 先行地方独立行政法人の役員報酬の例

### 【明石市立市民病院】 398床

役職	給料月額	期末手当	退職手当
理事長	939,000	(給料月額 × 1.20) × 3.9 月分 (業績評価等に応じて20%の範囲内で増減)	無し
副理事長	714,000		
理事	554,000		
非常勤役員	役員手当(月額) 30,000	無し	

※常勤の職員が役員を兼ねる場合の役員報酬は、常勤職員として給与と理事長200,000円、副理事長100,000円、理事50,000円が別途支給される

### 【堺市立病院機構】 493床

役職	月例年俸	業績年俸	退職手当
理事長	12,180,000 以下	5,820,000 以下 (業績評価等に応じて20%の範囲内で増減)	無し
副理事長	11,160,000 以下	5,434,000 以下 (業績評価等に応じて20%の範囲内で増減)	
理事	8,100,000 以下	3,900,000 以下 (業績評価等に応じて20%の範囲内で増減)	
非常勤役員 理事	役員手当(月額) 30,000	無し	無し
非常勤役員 監事	役員手当(月額) 50,000	無し	無し

### 【りんくう総合医療センター】 358床

役職	基本給	賞与	退職手当
理事長	1,005,000	職員給与規程に規定する期末手当及び 勤勉手当の例による (業績評価等に応じて20%の範囲内で増減)	有り
副理事長	753,000		
非常勤役員	役員手当(月額) 50,000	無し	無し

【福岡市立病院機構】 414床

役職	給料月額	地域手当	賞与	退職手当
理事長	円 850,000	給料月額 の10%	$\{(\text{給料} + \text{地域手当}) + (\text{給料} \times 0.25) + (\text{給料} + \text{地域手当} \times 0.2)\} \times 3.2\text{月分}$ (業績評価等に応じて20%の範囲内で増減)	有り
副理事長	765,000			
理事	620,000 以内			
非常勤役員	役員手当(日額) 30,000	無し	無し	無し